

令和4年1月1日施行
電子帳簿保存法改正セミナー【受講無料】

電子帳簿保存法 改正のポイントと対策

領収書等の
電子保存義務
化の対象となる
取引とは

事業者に
求められる
電子保存の
方法とは

2年間の
許容措置の
内容とは

開催日時

令和4年2月21日(月) 14:00~15:30

会場

富山県総合情報センター 4階 第1・2会議室
(富山市高田527) ※別途Zoomで配信します

講師

税理士 ^{くぼ}久保 ^{かつたか}勝孝 氏
(税理士法人Jタックス 社員税理士)

主催

富山県中小企業団体中央会

「下記によるFAXまたは富山県中小企業団体中央会ホームページのフォームよりお申込みください。」

FAX 076-422-0835 WEB <https://www.chuokai-toyama.or.jp/>

| | | | | | | |
|---------|--|-----|--|------|--------|-----------|
| 事業者名 | | | | 参加者名 | | |
| TEL | | FAX | | 参加者名 | | |
| メールアドレス | | | | 受講方法 | ・会場で受講 | ・オンラインで受講 |

お問い合わせ先 : 富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課
〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F TEL: 076-424-3686